

<物 件>

消防団用ホース 仕様書

1	物件名称	消防団用ホース
2	品質・形状・寸法又は型式	別紙、消防団用ホース 特記仕様書のとおり
3	グリーン物品の指定	指定しない
4	数量 (単価契約の場合は予定数量)	48本
5	納入期限	平成31年2月28日まで
6	納入場所	横須賀市小川町3番地 横須賀市消防団 第1分団詰所
7	特記事項	購入するホースと同等の使用済みホースを引き取ること。
8	契約方法	総価契約
9	支払方法	納入後、一括払い
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	消防局総務課 消防団係 窪嶋 046-821-6459

指示事項

グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。
--------	---

購入物件内訳書

(税抜き)

No.	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン物 品指定の有 無	単位	数 量	単 価(円)	金 額(円)
1	消防団用ホース	別紙、仕様書のとおり	無	本	48		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

※単価、金額欄は、契約者が記入する。

平成 30 年度
消防団用ホース 特記仕様書

横須賀市消防局

第1 総則

この仕様書は、横須賀市（以下「本市」という。）が購入し、横須賀市消防局に配置する消防用ホース（以下「本ホース」という。）について必要な事項を定める。疑義が生じた場合は本市と協議をし、誤りのないようにすること。

第2 規格

1 摘要法令

消火用ホースは次に掲げる法令、その他関係ある法令に適合すること。

- (1)「消防用ホースの技術上の規格を定める省令」（平成 25 年総務省令第 22 号）
- (2)「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸水管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成 25 年総務省令第 23 号）

2 表示等

(1) 消防用ホースには自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示<消>及び日本消防検定協会の品質評価を受けて「消防用ホースに対する品質評価」に合格した表示<NS>が付されていること。

(2) 消防用ホースと結合金具の装着部には、日本消防検定協会による消防用ホースと結合金具の装着部の認定評価に合格した表示<認>が付されていること。

(3) 結合金具には自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示<消>及び日本消防検定協会の品質評価を受けて「結合金具に対する品質評価」に合格した表示<NS>が付されていること。

第3 検査、受領及び保障等

1 納入検査

納入検査は、本市検査員及び納入者が立会いのうえ実施する。

2 受領

納入検査の実施後、本市が合格と認めた場合に受領するものとする。

3 保証

設計、製作、材質等の不良により起因する不都合の発生については、受注者において無償により是正修復すること。

第4 納入

1 納入場所 横須賀市小川町3番地 横須賀市消防団 第1分団詰所

2 納入期限 平成31年2月28日

第5 使用済みホースの引取り

納入者は当局が別に指示するとおり、購入するホースと同等の使用済みホースを引き取ること。

第6 ホース

本市が購入するホースの規格は次の通りとする。

1 購入本数

① 呼称65mm×20m 48本

2 性能等

① 使用圧1.6MPa、白色、綾織とし軽量化が図られたホースとすること。

【参考銘柄】

・ 櫻護謨(株)製 スーパーロケットアドバンスシグマ X SRS16

・ 帝国繊維(株)製 キンパイホース SP-aya-A

② 退路確保の為に再帰性反射機能を備えたライン、もしくは蓄光塗料がホースの全長にわたり設けてある事。

③ 結合金具は軽合金・差込式とし、ワイヤー巻締めとすること。

④ 口巻布（通称「袴」）は黄色、メス金具部タイヤは青色とする。

⑤ 金具保護具は赤色とする。

3 記入文字

本ホースのメス金具付近（下図「文字記入位置」）に納入年度「H30第 分団」を黒色の角ゴシックで記入し、詳細については下図の通りとする。（文字の大きさはホース幅に合うようにすること。）

第7 補則

本仕様について不明な点や疑義が生じた場合は、当局と協議のうえ解釈すること。

【図】

